

# 大阪鉄道病院臨床研修管理委員会規程

2003年7月1日制定  
2018年11月1日改定  
2021年4月1日改定  
2022年4月1日改定  
2023年4月1日改定

## (設置および目的)

第1条 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修の実施を統括管理するため、大阪鉄道病院臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (研修医)

第2条 この規程において「研修医」とは、臨床研修を目的として大阪鉄道病院に受け入れた医師免許を有する者をいう。

## (協力病院等)

第3条 この規程において「協力病院等」とは、大阪鉄道病院と協力して研修医の臨床研修の一部を行う協力型臨床研修病院及び研修協力施設をいう。

## (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの作成方針に関すること。
- (2) 研修プログラム間の相互調整に関すること。
- (3) 募集に関すること。
- (4) 採用時における臨床研修希望者の評価に関すること。
- (5) 協力病院等への出向に関すること。
- (6) 臨床研修の継続の可否に関すること。
- (7) 処遇に関すること。
- (8) 研修医の管理に関すること。
- (9) 臨床研修目標の達成状況の評価に関すること。
- (10) 臨床研修修了時及び中断時の評価に関すること。
- (11) 協力病院等に関すること。
- (12) 進路相談等の支援に関すること。
- (13) その他臨床研修に関すること。

## (組 織)

第5条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) プログラム責任者、副プログラム責任者
- (3) 各研修診療科の部長又は責任者（指導医講習会修了者）

- (4) 協力病院等の研修実施責任者
- (5) 外部有識者
- (6) 研修医の代表
- (7) 看護部長
- (8) 薬剤部長
- (9) 臨床検査部技師長
- (10) 事務部長、総務課長、企画課長、総務課長代理、総務課臨床研修担当者
- (11) その他委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長はプログラム責任者養成講習会修了者とし、それぞれプログラム責任者、副プログラム責任者の役割を果たす。院長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の開催と成立)

第7条 委員会は、原則として年3回開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の成立には、委員の過半の出席又は委任を必要とする。

3 委員が業務上やむを得ず出席できない場合は、代理出席を認める。

(臨床研修小委員会)

第8条 臨床研修管理委員会の下部組織として、「臨床研修小委員会」を設置する。

2 臨床研修小委員会は、臨床研修が円滑に且つ効果的に行われるよう、臨床研修全般の実務的な検討を行い、より良い研修環境を整備することを目的とする。

3 メンバーは、臨床研修管理委員会委員の内、院長、委員長、副委員長、事務部長、総務課長、総務課長代理、で構成し、必要の都度開催する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、2003年7月1日から施行する。

この規程は、2018年11月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2022年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。